

放射線検査すり抜け防止策

大型放射線検知器を設置しても、放射性汚染物質の置かれた状態、場所等々により、汚染物質が検査をすり抜けてしまうことがある。

出来得る限り『すり抜け』を防ぐための方策を下記に取り纏める。

I 自社ヤード内で出来ること

- 大型放射線検知器の設置
費用は掛かるが、会社を守るコストとして設置を検討する
- 検知器の設定数値は、検知器メーカーと協議してなるべく厳しい数値で設定する
- 検知器は、1年1回のメンテナンスを行う
- 母材入荷時と製品出荷時に必ず検知器で検査する

II 通常の国内納入先で検知器アラームが鳴った場合

国内の高炉メーカー、電炉メーカーの各製鉄所の検量器(台貫)場所に放射線検知能力の高い大型放射線検知器が設置されており、放射性汚染物質がすり抜けて納品される可能性は極めて小さい。

- 納入先で検知された場合は、別添の『放射性物質発見時の対応』を参照し、冷静に対応する

※出荷先の測定で、人体に影響のない範囲の放射線量と判明している場合には、トラックを自社ヤードに返送し、ハンディタイプの検知器を使用して、汚染物質を特定する。

その後、汚染物質の扱いは検知器メーカー経由日本アイソトープ協会の指示に従う。

III 輸出向け出荷時の留意事項

国内向け出荷とは異なり、海外に到着後、放射性汚染物質が検出された場合には、手の届かないところでの対応となり、時間的、金銭的リスクは国内での検出事例とは比較にならないほど大きいばかりでなく、業界全体にも多大の悪影響を与えることになる。

そのため、輸出時には特に厳重な混入防止策(すり抜け防止策)が必要となるので以下の対応が求められる。

- 港頭への製品出荷時には、検知器に二回通過させる
- 出来れば、トラックへの積み込み荷姿を変えて検知器を通過させる
- 港頭にも、大型放射線検知器設置を関係機関に働きかけ、検査すり抜けを避ける
- 代納玉を購入する際は、検知器設置の業者よりの購入とする。二重チェックの為、自社の検知器での検査も実施し、さらに輸出港に大型放射線検知器がある場合は港での検知器検査も行う
- 本船への積み込み後、第三者機関の放射線検査を受け、無放射能保証書を発行する
- 自社玉、代納玉すべての検知器検査の結果記録を保存し、後日の検証を可能にしておく。(台貫記録の時刻記録と放射線検知器検査の時刻記録を照合すれば特定貨物の検知結果がトレースできる。)代納玉については出荷業者側でも記録保存を義務付ける。

IV シッパーとしての対応

専業者より鉄スクラップ購入し、シッパーとして輸出する場合にも、当事者としての責任が生じる。事故処理や問題解決に向けての海外売り先、関係官庁との協議の場においては、常に矢面に立つこととなる。事故の未然防止のためには以下の対応が必要。

- 危機感の醸成 : 社内関係者間に問題の重大性の十分なる認識を徹底し、万一事故発生の場合は、自己責任において解決する覚悟を事前共有する
- 買い先の検査体制の義務付け／再確認 : 買い先専業者には上記Ⅲの対応を義務づけると同時にその実行を確認する。(対応不可能な専業者からは購買しない)
- 自らの港頭ヤードでの輸出用玉の買い付けにあたっては上記Ⅲ同様の対応を行う。
- 第三者機関の無放射能保証書の取り付け

以上